

「FDシンポジウム」に参加して（授業評価・授業研究報告書）

保健体育講座・福田 隆

1 人権講習会（2018/12/20）山下光先生の話から：共生社会とは

- ① これまで十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。
- ② 其れは、だれもが相互に人格と個性を尊重しあい、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。
- ③ このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

2 障害者差別解消法について

- ① 国の行政機関や地方教協団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対策要領」・「対応指針」を作成すること。また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

3 学校教育における「合理的配慮」の定義

- ① 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有／行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの。
- ③ 学校設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

4 学習障害（LD）の教育的定義

- ① 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を指すものである。
- ② 学習障害は、その原因として、中枢神経系に

なんらかの機能障害があるとすいていされるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

5 ADHDの教育的定義

- ① 注意欠如多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
- ② また、7歳（最近の定義では12歳）以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

6 本学学生の現状

本学に入学してくる障害を持つ学生の多くは、学校教育の中で多大なる配慮を受け、さらに本人が努力を惜しまなかった人たちであろう。

障害者といっても、障害の内容やレベルに大きな違いがある。本学の場合、知的障害者・視覚障害者は、入試がハードルとなり入学が困難な状況にある。一步、聴覚障害者・肢体不自由者等の障害者は多く在籍している。

つまり、障害を持つ学生に対する配慮と社会的リーダーとなって活躍が期待される学生への障害者差別に関する教育の課題が存在する分だけである。

7 本学リハビリテーションコースの現状

リハビリテーションコースでは、スポーツの授業が必修科目であるために、約40年前から障害を持つ学生に対し特別なクラスを設けている。課外活動での事故者・交通事故者・多様な障害者を受け入れています。このような対応は、全国に先駆けて実施されたものであるとともに、現在もこのような対応をとっている大学は非常に少なく、貴重な存在となっている。

8 福田の現状と課題

現在、聴覚障害者がスポーツの授業を受講している中で、受講者だけでなく、学習支援者（ノートテイク）に対する配慮も必要となり、今後さらなる障害者支援を根底にした授業を展開したい。